

加茂市不育症治療費助成事業のご案内

1. 対象者

不育症治療を受け、次の要件をすべて満たす方

①妻(※)が治療期間及び申請日の時点において加茂市内に住所を有する夫婦

※原則、法律婚を対象としますが、一定の要件を満たすことで事実婚関係にある方も対象になります

②市税等の滞納がない方

2. 対象となる治療

- 不育症の原因を特定するために受けた検査
- 医師が認める不育症治療

※保険医療機関・保険薬局で受けた検査・治療費の自己負担分が対象です

※母子健康手帳の交付日以降の保険診療の自己負担額は対象外です

※入院費、食事料、文書料、消費税等は対象外です

※治療期間が終了した日から1年以内に申請が必要です

3. 助成額

1回の治療期間につき上限20万円まで助成

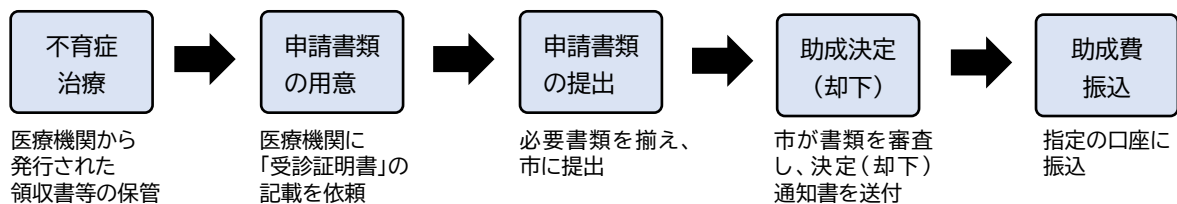
※治療期間とは、不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から、不育症治療による出産等の日または医師の判断により治療が終了した日まで

4. 申請回数

1年度につき1回まで（通算の回数制限はありません）

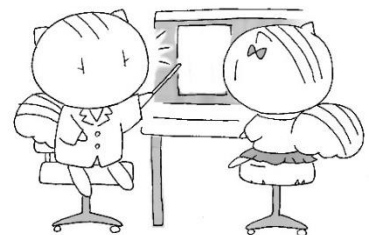
5. 申請手続

- (1) 治療の終了
- (2) 医師から受診証明書の発行を受ける
- (3) 市に助成申請



6. 手続きに必要なもの

- 不育症治療費助成事業補助金申請書
- 不育症治療費助成事業受診証明書
- 証明書に記載されている分の領収書、診療明細書の写し
- 振込先口座が分かる書類(通帳等)
- 別世帯などの理由により住民基本台帳で婚姻関係が確認できない場合は戸籍謄本の写し



加茂市不育症治療費助成に関する Q&A

- 事実婚による申請をする場合は兩人それぞれの戸籍謄本の写し(重婚でないことを確認するため)

Q. 夫は加茂市内に住んでいるが妻が市外に住んでいる場合、助成を受けることができますか？

A. 受けられません。妻の住所が加茂市内にあることが条件です。

Q. 大学病院で不育症の診断を受け、その病院から紹介された産婦人科で受けた治療は対象になりますか？

A. 対象になります。その場合、「加茂市不育症治療費助成事業等証明書(第2号様式)」を「診断及び治療実施医療機関」と「治療実施医療機関」の双方から作成してもらう必要があります。

Q. 不育症の検査をして治療に至らなかった場合は、検査費用のみの助成申請はできますか？

A. 助成対象になりません。ただし、不育症を判断するために検査を行い、その後不育症治療を受ける場合は助成対象になります。

Q. 新潟県の事業で検査費用の助成を受けた場合は、加茂市で助成を受けられますか？

A. 受けられます。県の助成決定通知書をお持ちの上、加茂市に申請してください。受診証明書に記載された金額から県の助成決定額を除いた分を助成します。